

届出対象行為と区域

市内全域において、一定の規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等を行う場合には、景観法に基づく届出※¹（通知※²）が必要になります。

地区区分として、主な特徴に応じて3つに区分した「景観形成ゾーン」と、積極的に景観づくりを図る地区である「景観形成誘導地区」を定めています。

地区区分 届出対象行為の種類		景観形成ゾーン			景観形成誘導地区			
		丘陵地	住まい共生	にぎわい	小野路宿通り	町田駅前通り	多摩境通り	
建築物の建築等※ ³		次のいずれかに該当するもの （景観形成誘導地区内を除く） ア. 高さ $\geq 10\text{m}$ イ. 集合住宅で戸数が9戸以上のもの ウ. 延べ面積 $\geq 1,000\text{m}^2$ ただし、コンテナ倉庫（コンテナ又はこれに類するものを使用した建築物のうち、その内部を倉庫として賃貸する事業のために利用するもの又は倉庫業を営むために利用するもの）は全ての規模			延べ面積 $> 10\text{m}^2$		次のいずれかに該当するもの ア. 高さ $\geq 10\text{m}$ イ. 集合住宅で戸数が9戸以上のもの ウ. 延べ面積 $\geq 1,000\text{m}^2$ ただし、コンテナ倉庫（コンテナ又はこれに類するものを使用した建築物のうち、その内部を倉庫として賃貸する事業のために利用するもの又は倉庫業を営むために利用するもの）は全ての規模	
工 作 物 の 設 置 等 ※ ⁴	煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※ ⁵	高さ $\geq 10\text{m}$			高さ $> 1.5\text{m}$		高さ $\geq 10\text{m}$	
	昇降機、ウォーターシャフト、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）							
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く） その他これらに類するもの※ ⁶	区域面積 $\geq 3,000\text{m}^2$			区域面積 $\geq 500\text{m}^2$		区域面積 $\geq 3,000\text{m}^2$	
	墓園その他これに類するもの				水路に架かるもの		—	
	橋梁	—			—		—	
	太陽光発電設備 （建築物に附属するものは除く）	太陽電池モジュール（パネル）合計面積 $\geq 200\text{m}^2$			—		—	
	地上設置型の携帯電話基地局 （建築物に附属するものは除く）	高さ $\geq 15\text{m}$			—		—	
開発行為	区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			区域面積 $\geq 500\text{m}^2$	区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			区域面積 $\geq 500\text{m}^2$	区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			
屋外における土石・廃棄物・再生資源・その他の物件の堆積	区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			堆積期間 > 90 日 かつ 堆積高さ $> 1.5\text{m}$	区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$			
水面の埋立て	区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$		—			区域面積 $\geq 1,000\text{m}^2$		

※¹ 景観法第16条第1項に基づく届出

※² 景観法第16条第5項に基づく通知

※³ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（同じ色での塗り替えを含む）

※⁴ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（同じ色での塗り替えを含む）

※⁵ 架空電線路用のもの、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む。）及び電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く

※⁶ 太陽光発電設備を除く